

新生・4分散ファンド

追加型投信／内外／資産複合

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産 (注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	なし

(注) 投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分固定型)

※商品分類及び属性区分の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ<http://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。

この目論見書により行う新生・4分散ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成24年3月16日に関東財務局長に提出しており、平成24年4月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

ホームページ：<http://www.smtam.jp/>

携帯サイト：<http://m.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



■委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

■受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：昭和61年11月1日

資本金：3億円(平成24年4月1日現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額：3兆6,747億円(平成24年1月31日現在)※

※委託会社は平成24年4月1日付で合併を行っております。運用純資産総額は住信アセットマネジメント株式会社と中央三井アセットマネジメント株式会社の総額を合算したものです。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

〈ファンドの目的〉

- 信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指して運用を行います。

〈ファンドの特色〉

- 国内外の株式及び公社債へ分散投資します。

日本株式マザーファンド、日本債券マザーファンド、外国株式マザーファンド及び外国債券マザーファンド（以下これらを「マザーファンド」といいます。）の各受益証券への投資を通じて、国内外の株式及び公社債へ分散投資します。

各マザーファンドは、それぞれの資産の市場全体の動きと連動することを目指すインデックス運用を行います。実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。

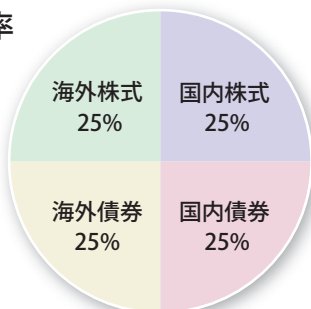
〈投資対象とするマザーファンド〉

国内株式	日本株式マザーファンド	「TOPIX」（東証株価指数、配当込み）に連動する投資成果を目標とします。
国内債券	日本債券マザーファンド	「NOMURA-BPI総合」に連動する投資成果を目標とします。
海外株式	外国株式マザーファンド	「MSCIコクサイ指数（円ベース）」に連動する投資成果を目標とします。
海外債券	外国債券マザーファンド	「シティグループ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）」に連動する投資成果を目標とします。

各マザーファンドの運用に際しては、三井住友信託銀行の運用部門から投資助言を受け活用します。

- 4つの資産への均等配分を基本配分比率とします。

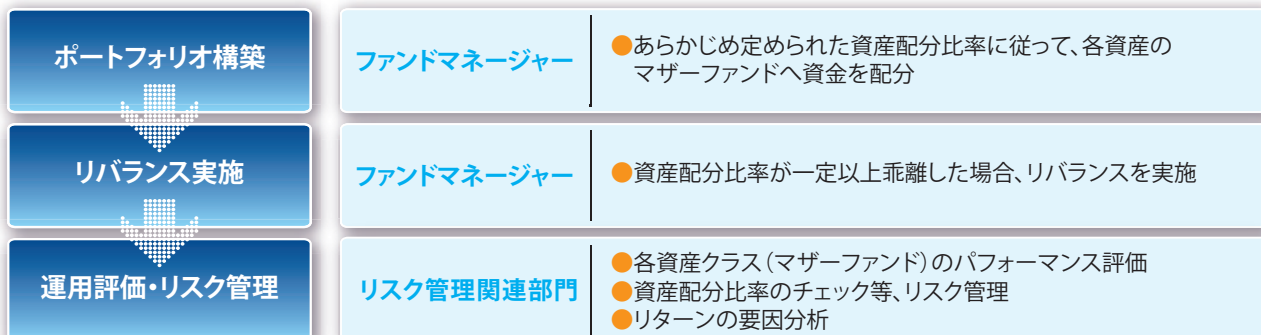
基本配分比率



基本配分比率には各資産毎に一定の変動許容幅を設け、一定以上乖離した場合には、リバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本配分比率の見直しを行う場合があります。

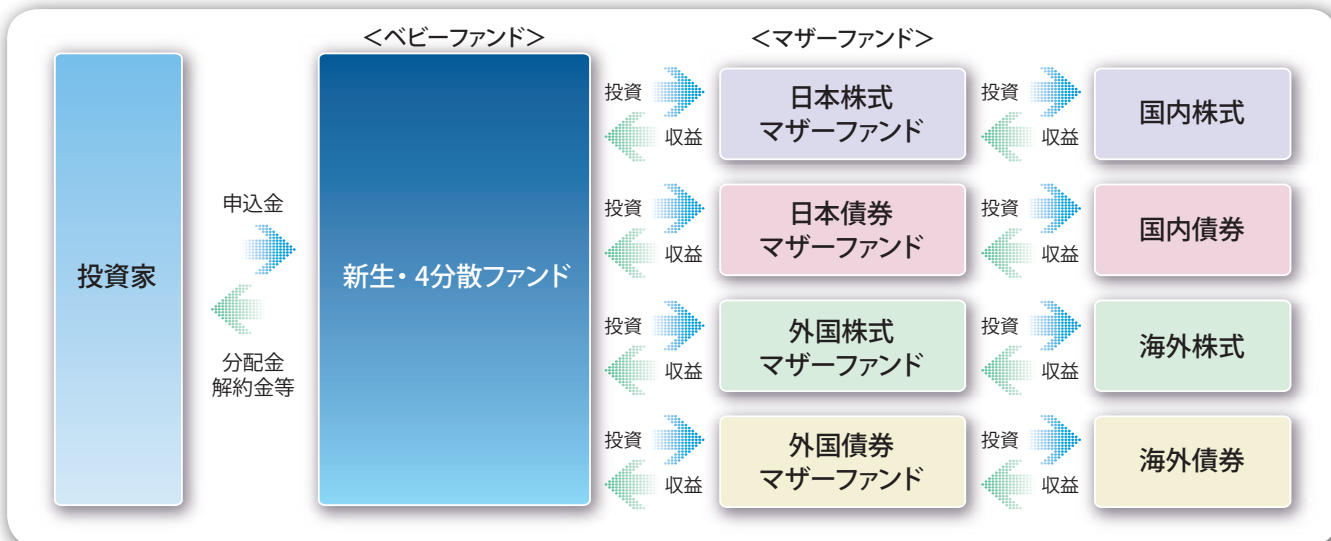
ポートフォリオ構築プロセス

ファンドマネージャーは基本配分比率に基づき、各資産のマザーファンドへ資金を配分し、当該配分比率が値動き等によって一定以上乖離した場合は、リバランスを行います。また、運用評価・リスク管理についてはリスク管理関連部門が行います。



● ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。



● 主な投資制限

- 株式への投資割合……………株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%未満とします。
- 外貨建資産への投資割合……………外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以下とします。

● 配分方針

年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。なお、前期から繰り越された分配準備積立金及び収益調整金は、全額分配に使用することがあります。

分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

◆各マザーファンドが対象とする指数は次のとおりです。

日本株式マザーファンド「TOPIX(東証株価指数、配当込み)」

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)が算出、公表する、東証市場第一部の全銘柄を対象とした時価総額加重型の株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXの商標は、東証の知的財産であり、株価指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利及びTOPIXの商標に関するすべての権利は東証が有しています。東証は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止又はTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。東証は、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

日本債券マザーファンド「NOMURA-BPI総合」

NOMURA-BPI総合は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された債券ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。この指数は野村證券株式会社の知的財産であり、野村證券株式会社は、「日本債券マザーファンド」の運用成果に関し、一切責任はありません。

外国株式マザーファンド「MSCIコクサイ指数(円ベース)」

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

外国債券マザーファンド「シティグループ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」

シティグループ世界国債インデックスは、シティグループ・グローバル・マーケッツ・インクが開発した、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同インデックスに関する著作権・知的財産権その他一切の権利はシティグループ・グローバル・マーケッツ・インクに帰属します。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

投資リスク

〈基準価額の変動要因〉

- **ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。**
従って、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様へ帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

株価変動 リスク	一般に、企業業績、国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、株価が下落（上昇）した場合には基準価額の下落（上昇）要因となります。
為替変動 リスク	一般に、投資している国の通貨が円に対して弱く（円高に）なれば基準価額の下落要因となり、強く（円安に）なれば基準価額の上昇要因となります。
金利変動 リスク	一般に、金利が上昇（低下）した場合には債券価格は下落（上昇）し、基準価額の下落（上昇）要因となります。
信用 リスク	一般に、有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

〈その他の留意点〉

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

〈リスクの管理体制〉

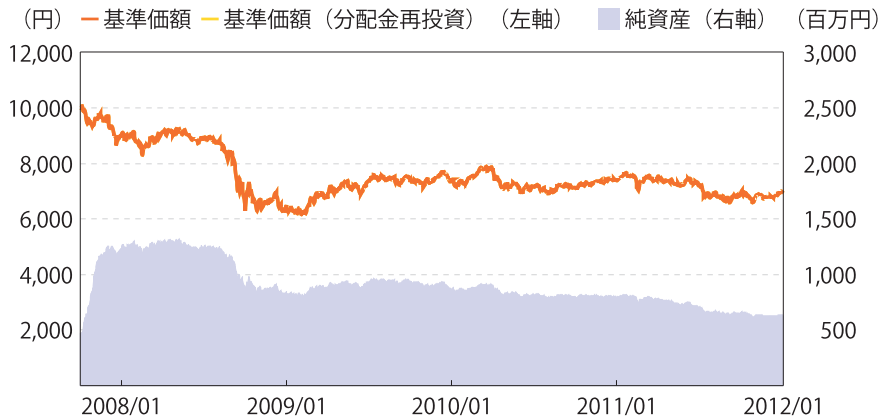
委託会社におけるリスク管理体制

- 委託会社では、運用各部から独立した部署によって、ファンドの運用状況や運用ガイドライン、法令等の遵守状況についてモニタリングを行います（運用を外部委託しているファンドも含まれます。）。
- モニタリング結果は、原則月1回（必要に応じ随時）開催される運用リスクの管理、コンプライアンスに関する委員会等に報告され、委員会等は適切な運用リスク管理・法令遵守に必要な措置を講じます。
- 内部監査部門は、独立した立場でリスク管理体制の適切性・有効性を検証し、評価を行います。

運用実績

2012年1月31日 現在 (基準日)

〈基準価額・純資産の推移〉



・基準価額及び基準価額(分配金再投資)は、信託報酬控除後の値です。
 ・基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして算出した値です。

〈分配の推移〉

2011年6月	0円
2010年6月	0円
2009年6月	0円
2008年6月	0円
-	-
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前の値です。
 ・運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

〈主な資産の状況〉

組入ファンド

ファンド名	比率
中央三井日本株式マザーファンド	24.55%
中央三井日本債券マザーファンド	24.76%
中央三井外国株式マザーファンド	25.73%
中央三井外国債券マザーファンド	25.09%

・比率とはファンドの純資産総額に対する当該組入ファンドの評価金額の比率をいいます。

組入上位銘柄

(中央三井日本株式マザーファンド)

銘柄名	業種	比率
トヨタ自動車	輸送用機器	3.47%
三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.48%
本田技研工業	輸送用機器	2.14%

組入上位銘柄

(中央三井日本債券マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	利率	比率
利付国庫債券(5年)第87回	国債証券	2014/12/20	0.500%	1.14%
利付国庫債券(10年)第312回	国債証券	2020/12/20	1.200%	1.05%
利付国庫債券(10年)第285回	国債証券	2017/03/20	1.700%	1.00%

組入上位銘柄

(中央三井外国株式マザーファンド)

銘柄名	国	業種	比率
APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.90%
EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	1.88%
INTERNATIONAL BUSINESS MACHINE	アメリカ	ソフトウェア・サービス	1.04%

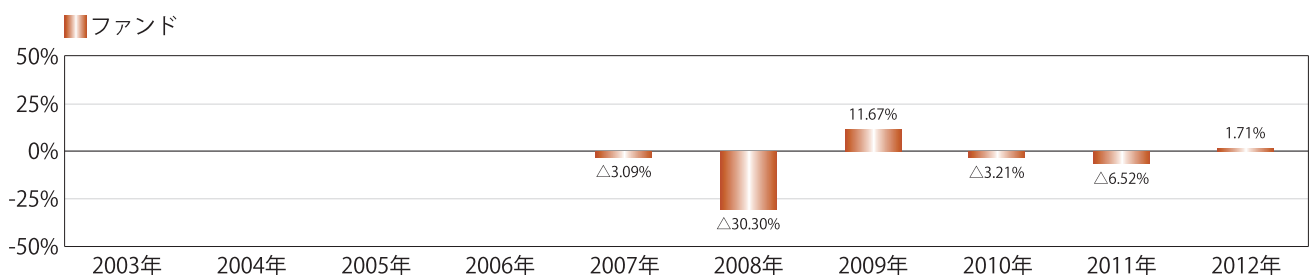
組入上位銘柄

(中央三井外国債券マザーファンド)

銘柄名	種類	償還日	利率	通貨	比率
US TREASURY N/B	国債証券	2013/12/31	1.500%	米ドル	0.79%
US TREASURY N/B	国債証券	2021/02/15	3.625%	米ドル	0.70%
US TREASURY N/B	国債証券	2017/02/28	3.000%	米ドル	0.68%

・上記は、ファンドが主要投資対象としているマザーファンドの組入上位銘柄です。
 ・比率とはマザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

〈年間収益率の推移〉



・年間収益率は[期間中の基準価額増減+分配金(税引前)]/前年末の基準価額で算出しています。
 ・2007年はファンドの設定日から年末までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・2012年(直近年)は年初から基準日までの分配金(税引前)を含む基準価額の騰落率を表示しています。
 ・ファンドにはベンチマークはありません。

- ・運用実績は、ファンドの過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
- ・最新の運用実績は、表紙に記載の委託会社ホームページでご確認いただけます。

〈お申込みメモ〉

購 入 単 位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
購 入 の 申 込 期 間	平成24年4月1日から平成24年9月11日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受け付けを中止すること、及びすでに受け付けた購入のお申込みの取消しを行うことがあります。
信 託 期 間	無期限 (平成19年10月31日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること (繰上償還) ができます。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ・やむを得ない事情が発生した場合
決 算 日	毎年6月10日 (休業日の場合は翌営業日) です。
収 益 分 配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信 託 金 の 限 度 額	1兆円
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	毎決算時及び償還時に運用報告書を作成し、販売会社を通じて知っている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用が可能です。

〈ファンドの費用・税金〉

● ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用	
購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に 3.15% (税抜3.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して 年率0.987% (税抜0.94%)	
	信託期間を通じて毎日計算し、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。	
運用管理費用の配分	委託会社	年率0.294% (税抜0.28%)
	販売会社	年率0.63% (税抜0.6%)
	受託会社	年率0.063% (税抜0.06%)
その他の費用・手数料	監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。	

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

● 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※上記は、平成24年1月31日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。